きょうぎじこう あおもりし そうだんしえんたいせい 【協議事項】青森市における相談支援体制について

そうだんしえんたいせい げんじょう かだい 1 相談支援体制の現状・課題

(1) 現状

- ①青森市が5つの特定指談支援事業所に委託して実施している、障がいのある芳やその 家族の芳が抱える様々な問題に対する指談に応じ、必要な情報提供や助賞を持つ 青森市障害者相談支援事業
- ②サービス等利用計画等の作成(計画相談支援)や障害福祉サービスや福祉制度などの情報提供や助管(基本相談支援)を行う特定相談支援事業(障害児相談支援事業を含まり)
- ③施設や精神科病院等から地域生活への移行に向けての支援等を行う一般相談支援事業

(2) 課題

精談支援事業所から現在の相談支援体制について、意見を聴取したところ、業なものとして以下のような意見が寄せられた。

そうだみしえんじぎょうしゃ ちょうしゅ いけん 【相談支援事業者から聴取した意見】

- ・特定相談支援事業の基本相談支援と、青森市障害者相談支援事業での業務内容の違いが曖昧であり、線引きが難しい。
- ・特定相談支援事業の基本相談支援は、特定相談支援事業として必要なことであるが、 たいほうだんしえんじぎょう きほんそうだんしえん とくていそうだんしえんじぎょう ひつよう といまう まずか とこまで対応すればいいのか 難 しい。
- ・ケースの対応について悩んだ時に助言が欲しいので、基幹相談支援センターがあってもいいのではないか。

ょうごかいせつ きかんそうだんしえん ※用語解説:基幹相談支援センター

地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務(身体・知的・精神)及び成年後見制度
りょうしえんじぎょうといった
利用支援事業を実施する。また地域の実情に応じて、地域の相談支援体制の強化の取組等
を行う。青森市においては未設置。

また、や和元年第3回青森市議会定例会一般質問において、青森市障害者相談支援事業についての質問の中で、現在の青森市障害者相談支援事業を含む、青森市堂体の相談支援体制のあり方について、第三者の視点を交えて検証してほしいとの要望を受けた。

2 自立支援協議会でご協議いただきたい内容

- ①市全体の相談支援体制のあり方
- ②青森市障害者相談支援事業の実施のあり方

3 協議の方法について

新たに部会を設置し、部会において必要に応じて精談支援事業者へのアンケート調査やヒアリング調査、首立支援協議会委員の中の当事者委員の芳へのヒアリングを実施し、協議事項について首立支援協議会からの提言を"態"りたい。

4 **今後の**スケジュール(案)

- ・ 令和元年11月13日、令和元年度第3回自立支援協議会において、部会の設置、部会に所属する委員を決定する。
- ・ 今回新たに設置する部会に所属する委員の方は、すでに他の部会にも所属していることから、新たに設置する部会の開催は、次回登体会開催までの間に適宜開催することとし、その中で機能を重ね、令和2年8月頃に実施を予定している令和2年度第2回自立支援協議会におい

て、自立支援協議会からの提言を態りたいと考えている。

令和元年11月13日 令和元年度第3回自立支援協議会

できずだかし えんたいせい せつめい ぶかい せっち いいん せんにん ○相談支援体制の説明、部会の設置・委員の選任

【部会での検討・活動内容 (案)】

・相談支援事業者へのアンケート調査やヒアリング調査

○
新会での協議経過の共有、意見聴取

【部会での検討・活動内容(案)】

- ・当事者委員へのヒアリング
- ・相談支援事業者へのアンケート調査やヒアリング調査のまとめ

令和2年5月(予定) 令和2年度第1回自立支援協議会

○部会での協議経過の共有、意見聴取

【部会での検討・活動内容 (案)】

・部会としての意見のとりまとめ

令和2年8月(予定) 令和2年第2回自立支援協議会

○自立支援協議会としての提言のとりまとめ